



福島医発第1700号（地）

平成27年9月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定について

さて、「がん登録等の推進に関する法律」第6条第1項に基づく届出に係る、診療所の指定につきましては、平成27年7月23日付け福島医発第1181号（地）にて情報提供し、本県での対応は後日通知とさせていただいておりました。

今般、福岡県保健医療介護部健康増進課より、同法に規定する診療所の指定に関する申請手続等について、下記の内容で実施する旨別添のとおり通知が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につき何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 平成28年1月1日の指定に係る申請は、平成27年10月23日（金）までの受付とされており、年度途中の指定はなされませんのでご留意願います。
- 2) これまでの「地域がん登録」において届出をされている診療所に対しては、県庁担当課より直接通知されておりますことを申し添えます。

記

1 対象施設について

本指定は、全国がん登録開始後に原発性がんに係る情報を、診療所が当県に届け出るために行われるものです。原発性がんの診断を行っており、かつ、当該データを定められた方法により届け出ることが可能な診療所を対象とします（法第6条第2項）。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

上記申請については、県庁へ直接お願いいたします。

2 指定を受けた診療所における義務について

指定を受けた診療所は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性がんに係る情報を、厚生労働省令で定める期間内（初回の診断を行った年の翌年の12月31日まで）に届け出なければなりません（法第6条第1項）。

また、当該届け出に関しては、資料の提出、説明その他の協力を求められることがあります（法第16条）。

なお、届出を怠った場合及び不適当であると判断された場合は、指定を取り消されることがあります（法第6条第5項）。さらに、当該届出に従事する者又は従事した者は秘密保持義務があり（法第28条第7項）、違反した場合は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法第55条）。

3 指定期限について

指定期間の制限はなく、同法第6条第4項による辞退又は同法第6条第5項により指定が取り消されるまで継続します。

4 申請方法について

指定を希望する診療所は、別添「全国がん登録における指定申請書」を福岡県保健医療介護部健康増進課へ提出願います。提出のあった診療所に対しては、後日、全国がん登録に係る説明会の案内を送付します。

5 申請の締切り及び指定について

平成28年1月1日付けの指定に係る申請は、平成27年10月23日(金)までの受け付けとします。なお、指定については、各年1月1日付けで行うものとし、年途中には指定を行いません。

6 指定申請書の提出先及び問い合わせ先

福岡県保健医療介護部健康増進課保健事業係

所在地：〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

TEL：(092) 643-3270 FAX：(092) 643-3271

「公印省略」

27 健第 2864 号
平成 27 年 9 月 16 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課保健事業係)

「がん登録の推進に関する法律」における診療所の指定について（通知）

日頃から本県の保健医療介護行政の推進にあたりましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月 1 日付けで施行される「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法第 111 号）第 6 条第 1 項に基づく届出は、県内全ての病院のほか、同条第 2 項に基づき都道府県知事が指定した診療所が行うこととされています。

つきましては、法に規定する診療所の指定に関する申請手続きについて、本県では下記のとおりとしますので、貴会会員にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、これまで地域がん登録で届出をされている診療所におきましては、別途通知しておりますので、申し添えます。

記

1 対象施設について

本指定は、全国がん登録開始後に原発性がんに係る情報を、診療所が当県に届け出るために行われるものです。原発性がんの診断を行っており、かつ、当該データを定められた方法により届け出ることが可能な診療所を対象とします（法第 6 条第 2 項）。

2 指定を受けた診療所における義務について

指定を受けた診療所は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性がんに係る情報を、厚生労働省令で定める期間内（初回の診断を行った年の翌年の 12 月 31 日まで）に届け出なければなりません（法第 6 条第 1 項）。

各医師会通知



また、当該届け出に関しては、資料の提出、説明その他の協力を求められることがあります（法第16条）。

なお、届出を怠った場合及び不適當であると判断された場合は、指定を取り消されることがあります（法第6条第5項）。

さらに、当該届出に従事する者又は従事した者は秘密保持義務があり（法第28条第7項）、違反した場合は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法第55条）。

3 指定期限について

指定期間の制限はなく、同法第6条第4項による辞退又は同法第6条第5項により指定が取り消されるまで継続します。

4 申請方法について

指定を希望する診療所は、別添「全国がん登録における指定申請書」を福岡県保健医療介護部健康増進課へ提出願います。提出のあった診療所に対しては、後日、全国がん登録に係る説明会の案内を送付します。

5 申請の締切り及び指定について

平成28年1月1日付けの指定に係る申請は、平成27年10月23日（金）までの受け付けとします。なお、指定については、各年1月1日付けで行うものとし、年途中には指定を行いません。

6 指定申請書の提出先及び問い合わせ先

福岡県保健医療介護部健康増進課保健事業係

所在地：〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

TEL: (092) 643-3270

FAX: (092) 643-3271

(様式1)

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者)

診療所の所在地

診療所の名称

開設者の住所

(法人の場合は所在地)

開設者の氏名

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

全国がん登録における指定申請書

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項の規定による診療所として、指定されたいので申請します。

なお、指定の上は法第6条第1項の規定による届出及び法第6条第5項の規定の定めるところに従い、法の規定による一切の事項を守ります。

記

地方厚生（支）局が指定する 保険医療機関コード	
診療所の名称	※申請者欄の診療所と同一の場合は記入不要です。
標榜する診療科目	
診療所の開設者の氏名 (法人の場合は代表者の氏名)	(自署) ㊟

【参考：がん登録の推進に関する法律より抜粋】

(病院等による届出)

第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
 - 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
 - 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
 - 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
 - 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
 - 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
 - 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
 - 九 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。
- 4 第二項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。
- 5 都道府県知事は、第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(協力の要請)

第十六条 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務)

第二十八条 (第1項～第6項略)

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。